



認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定に基づき、公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年3月11日

佐野市長 金子 裕

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	佐野市栃本町下仲町町会
区 域	佐野市栃本町下仲町町会の全域
主たる事務所の所在地	佐野市栃本町1051番地6

2 不動産に関する事項

(1) 土地

No.	地 目	面 積	所 在 地
①	畑	82 m ²	佐野市栃本町字八伊通 1051 番 6
②	畑	23 m ²	佐野市栃本町字八伊通 1051 番 10
③	畑	56 m ²	佐野市栃本町字八伊通 1051 番 16
④	畑	49 m ²	佐野市栃本町字八伊通 1051 番 18

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No.	氏名又は名称	住所
①	大島経吉	安蘇郡田沼町大字栃本 241 番地
	渡辺喜三郎	安蘇郡田沼町大字栃本 1045 番地 1
	中里爲治	安蘇郡田沼町大字栃本 1034 番地
②	大島経吉	安蘇郡田沼町大字栃本 241 番地
	渡辺喜三郎	安蘇郡田沼町大字栃本 1045 番地

	中里爲治	安蘇郡田沼町大字栃本 1034 番地
③	中里彦作 ほか2名	安蘇郡田沼町大字栃本 1034 番地
④	中里彦作 ほか2名	安蘇郡田沼町大字栃本 1034 番地

3 公告期間 令和6年3月11日から令和6年6月11日まで

4 異議を述べる方法

佐野市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要な事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認することができる書類を添えて提出してください。

6 提出先

佐野市高砂町1番地

佐野市市民生活部市民生活課市民活動促進係

電話番号 0283-20-3014（直通）